

岐阜県公報

第二千八百十号
平成二十一年九月八日
(火曜日)

目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定
河川整備計画の公表
保安林の指定

公示

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(用地課) 五九五
(河川課) 五九六
(揖斐農林事務所) 五九六

(建設政策課) 五九七
(都市政策課) 五九九

告示

岐阜県告示第五百三十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号、以下「法」という。)第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年九月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 起業者の名称

岐阜県厚生農業協同組合連合会

二 事業の種類

岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院駐車場整備事業及びこれに伴う排水路付替工事(以下「本件事業」という。)

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県関市東本郷字名無木及び西本郷字笹島地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三条第五号及び第二十四号に該当するため、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である岐阜県厚生農業協同組合連合会は、経営管理委員会にお

いて本件事業の実施を決定するとともに財源措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有していることから、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

本件事業は、岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院（以下「本施設」という。）に駐車場を整備し、あわせて排水路付替工事をを行うことにより、慢性的に起きていた駐車場の不足を解消するものである。

本施設は、平成十二年に現在の関市若草通五丁目地内に移転新築し、関市と美濃市、郡上市他近隣の市町村の中核病院として、一般医療の他、高度で専門的な医療を提供している。また、健診事業や僻地医療等に取り組み、地域に欠かせない医療機関となっている。しかしながら、本施設の利用者の大半が自動車で来院するため、駐車場の混雑が日常化しており、既存の駐車場台数では対応しきれず、路上駐車等の危険な交通状況をもたらしている。

本件事業によって既存駐車場が拡張し再整備されることにより、本施設の来院者の利便性が向上し、路上駐車等の危険な交通状況が改善されること等が期待されることから、本件事業の計画の妥当性と事業の効果とを考慮すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられる。他方、本件事業の起業地（以下「本件起業地」という。）に周知の埋蔵文化財や希少な動植物の存在は確認されておらず、また騒音等環境に及ぼす影響は認められないため、失われる利益は小さいと考えられる。

また、本件起業地は、社会的条件、地理的条件及び経済的条件をもとにして選定した三案を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されたものである。

さらに、本件事業は、本施設の駐車場として来院者及び職員が利用するにあたり必要な最低限の駐車場を増設するものであり、本件起業地は、必要最小限の範囲と認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業により、本施設来院者の利便性が向上するとともに、来院者が路上に駐車する事態等が改善されること等が期待されることから早急に施行されるべき事業

と認められ、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4 まで述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

関市役所建設部公共用地課

岐阜県告示第五百三十五号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定により境川圏域河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により告示する。

なお、当該河川整備計画は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県岐阜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年九月八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第五百三十六号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定により土岐川圏域河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により告示する。

なお、当該河川整備計画は、岐阜県土木整備部河川課、岐阜県多治見土木事務所及び岐阜県恵那土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年九月八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第五百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

取消年月	商号又は 名称	代表者の 氏名	主たる営業所 の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十一年九月八日			岐阜県知事 古 田 肇		
公 示					
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 平成二十一年九月八日					
<p>平成二十一年九月八日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>保安林の所在場所 揖斐郡揖斐川町坂内広瀬字大倉三七四四</p> <p>指定の目的 なだれの危険の防止</p> <p>指定施業要件</p> <p>立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐は、択伐による。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県揖斐農林事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>					

平成二十一年五月十九日	吉田建設	吉田澄世	山県市藤倉五七六六七	般十七九一四	建築工事業
平成二十一年五月二十一日	株式会社原田建設	代表取締役 久一 原田	山県市西深瀬九七五番地の一	般十八〇〇五七	土木、とび・土工及びほ装工事業
平成二十一年五月二十六日	有限会社渡邊製材所	代表取締役 渡邊 博	加茂郡白川町赤河一四二五番地の一の一	般十八一三〇七	建築及び大工工事業
平成二十一年五月二十七日	丸栄鐵構株式会社	代表取締役 武勇 長谷	瑞穂市十八条東町五七二	般十七五四九	鋼構造物工事業
平成二十一年五月二十七日	羽島総合建設協同組合	代表理事 高木勝文	羽島市江吉良町江中七二九	般十六一八六六	土木、とび・土工及びほ装工事業
平成二十一年五月二十九日	東松エクステリア	東松清志	羽島市上中町沖二六二七番地	般十八〇一七〇六	とび・土工工事業
平成二十一年六月一日	福岡清建設株式会社	代表取締役 茂 相岡	安八郡神戸町大字安次四九二番地の一	般十八二二六	建築及びとび・土工工事業
平成二十一年六月三日	有限会社瀬山板金	代表取締役 宜則 瀬山	各務原市那加東新町一丁目五八番地	般十七三三三八	板金工事業
平成二十一年六月三日	山建工業株式会社	代表取締役 俊文 山田	羽島市上中町一色一五六	般十七二二三	建築及び大工工事業
平成二十一年六月三日	J・B・C株式会社	代表取締役 正明 大坪	加茂郡東白川村神土二二五三番地	般十六〇〇三九四	建築工事業
平成二十一年六月五日	株式会社イトウ産業	代表取締役 伊藤 ひかり	土岐市泉西山町一丁目三六番地	般十八一五六	建築及び管工事業

平成二十一年六月二十五日	ツヤ鉄工所	津屋一義	本巣市随原七〇番地	般十八六	建築及び鋼構造物 工業業
平成二十一年六月二十三日	有限会社 渡邊興業	代表取締役 役 渡邊 世志雄	岐阜市鏡島二 一〇一番地の 二	般十六一 〇〇六〇〇	とび・土工工業 とび・土工工業
平成二十一年六月十九日	古井建設 株式会社	代表取締役 役 山下 融	美濃加茂市森 山町三丁目一 番二五号	特十八二 四四三	とび・土工及び塗 装工業業
平成二十一年六月十九日	有限会社 岐垣創建	取締役 佐藤有巨	大垣市本今五 丁目八七番地	般二十二二 〇〇七二八	建築及び造園工 業
平成二十一年六月十九日	株式会社 丸志大橋 組	代表取締役 役 大橋 直子	大垣市本今町 三三〇	般十八一 二六六	土木、建築、大工 及びとび・土工 工業業
平成二十一年六月十六日	有限会社 加藤電機	代表取締役 役 加藤 勝康	岐阜市囃町一 三番地	般十八九 四八六	電気、管、電気通 信及び消防施設工 業
平成二十一年六月十六日	有限会社 ウオーム ス	代表取締役 役 杉元 浩一	岐阜市北一色 一丁目三三 一六	般十七一 〇一五八九	建築工業業
平成二十一年六月十六日	有限会社 マルミ生 コン	代表取締役 役 奈良 村卓巳	本巣市根尾大 井六〇一番地	般十八一 〇一七二六	土工工業業
平成二十一年六月十六日	有限会社 野中技建	代表取締役 役 野中 順一	高山市八日町 三九八番地	般十八八 五〇二四七	土木及びとび・土 工工業業
平成二十一年六月九日	株式会社 蛭ヶ野商 事	代表取締役 役 山畑 光知哲	郡上市高鷲町 ひるがの四六 七〇番地九三 一	般十九一 一五八五	土木、とび・土工 及び水道施設工 業
平成二十一年六月五日	株式会社 ハイテム	代表取締役 役 安田 勝彦	各務原市テク ノプラザ二丁 目一〇番地	般十七一 三六五三	建築工業業

平成二十一年七月三日	栄電気工 事	久保田善 一	不破郡垂井町 官代三四五番 地の五	般十七一 〇七六〇	電気工業業
平成二十一年七月三日	有限会社 佐々木 木	代表取締役 役 佐々 木隆	中津川市阿木 六九番地の 一	般十八一 一一五六	土木、とび・土工 及び造園工業業
平成二十一年七月三日	志水建築	志水重紀	恵那市明智町 一四七一番地 一四	般十八一 四三二九	建築工業業
平成二十一年七月三日	建築 洞 垣内	洞垣内裕 一	高山市清見町 三ツ谷一一 一番地	般十六八 五〇二二八	大工工業業
平成二十一年七月一日	大山土木 有限会社	代表取締役 役 大山 安彦	中津川市田瀬 五一 一六	特十九九 六六	土木、とび・土工 ほ装、造園及び水 道施設工業業
平成二十一年七月一日	株式会社 プラン・ ドウ	代表取締役 役 遠山 知孝	岐阜市巨島中 一丁目五番二 五号	特十七一 〇〇九四五	建築工業業
平成二十一年七月一日	大澤建築	大澤隻夫	多治見市陶元 町一〇四番地 の一	般十七七 〇二三	建築工業業
平成二十一年六月三十日	大野建設 株式会社	代表取締役 役 高橋 一良	揖斐郡大野町 大字黒野九四 一番地の七	般十九二 一三一	土木、とび・土工 及びほ装工業業
平成二十一年六月二十九日	有限会社 小関工務 店	代表取締役 役 小関 茂義	美濃加茂市加 茂野町木野七 七五番地	般十八五 〇〇〇五二	土木、とび・土工 及び水道施設工 業
平成二十一年六月二十九日	ミスホエ レシス株 式会社	代表取締役 役 岡田 雅隆	羽島郡岐南町 徳田一丁目六 八番地	般十六一 〇一四三一	電気、機械器具設 置及び消防施設工 業
平成二十一年六月二十六日	丸智 有限会社	代表取締役 役 川瀬 美智代	大垣市上面二 四一 四	般十八二 〇〇三六五	管、塗装及び造園 工業業

平成二十一年七月七日	小椋重機有限公司	代表取締役 小椋 義則	中津川市茄子川一六八三番地の二	般十八七〇〇〇一〇	土木及びとび・土工事業
平成二十一年七月九日	マルマン建築	小南政明	中津川市付知町七七一〇	般二十七〇〇二六三	建築工事業
平成二十一年七月九日	有限会社 田中土木	代表取締役 田中 敬一	高山市朝日町胡桃島四六番地	般十九一二九三五	土木、建築とび・土工、ほ装、造園及び水道施設工事業
平成二十一年七月九日	有限会社 川上重機	代表取締役 川上 千義	高山市石浦町一丁目四九九番地	般十七一四九八七	土木及びとび・土工事業
平成二十一年七月十日	中田建材	中田惣二	美濃市生櫛五五八二	般十七三五〇二一六	とび・土工事業
平成二十一年七月十三日	北野建築	北野進	下呂市宮地九五九番地二七	般十八九四一九	建築及び大工事業

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年九月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 調査を行った者の名称
岐阜市
- 二 調査を行った地域
岐阜県岐阜市加納伏見町・加納菱野町の全部、加納清野町・加納富士町・加納栄町通・加納桜道・加納天神町・加納清水町・加納本町・加納上本町・加納新本町・加納

水野町の一部（駅南調査区）

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県岐阜市（加納伏見町・加納菱野町の全部、加納清野町・加納富士町・加納栄町通・加納桜道・加納天神町・加納清水町・加納本町・加納上本町・加納新本町・加納水野町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年九月八日

五 認証年月日

平成二十一年九月八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年九月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 調査を行った者の名称
恵那市
- 二 調査を行った地域
岐阜県恵那市上矢作町大字小田子の一部（小田子）
- 三 調査を行った期間
平成十五年度から平成十七年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県恵那市（上矢作町大字小田子の一部）の地籍簿
岐阜県恵那市（上矢作町大字小田子の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
平成二十一年九月八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年九月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称
恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市上矢作町大字漆原の一部（漆原字本郷）

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（上矢作町大字漆原の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（上矢作町大字漆原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年九月八日

平成二十一年九月八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社